

共 同 参 画

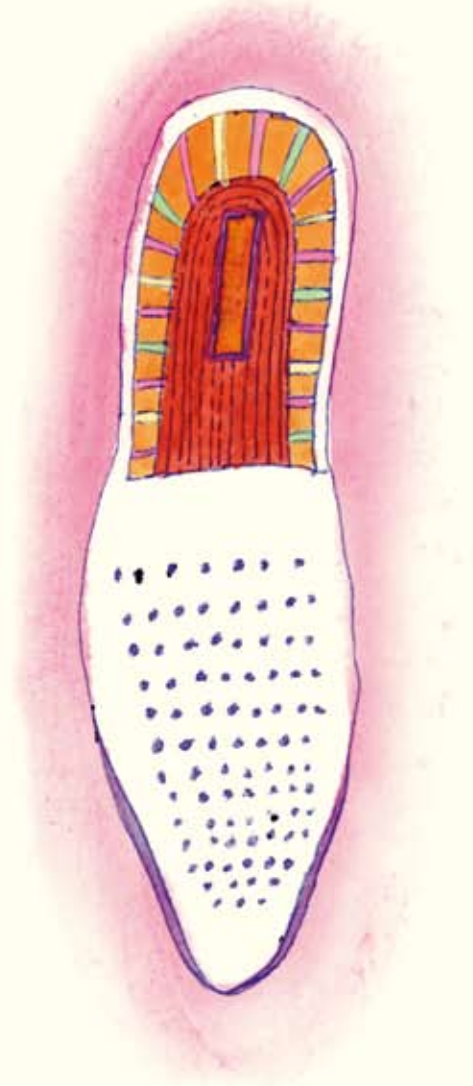
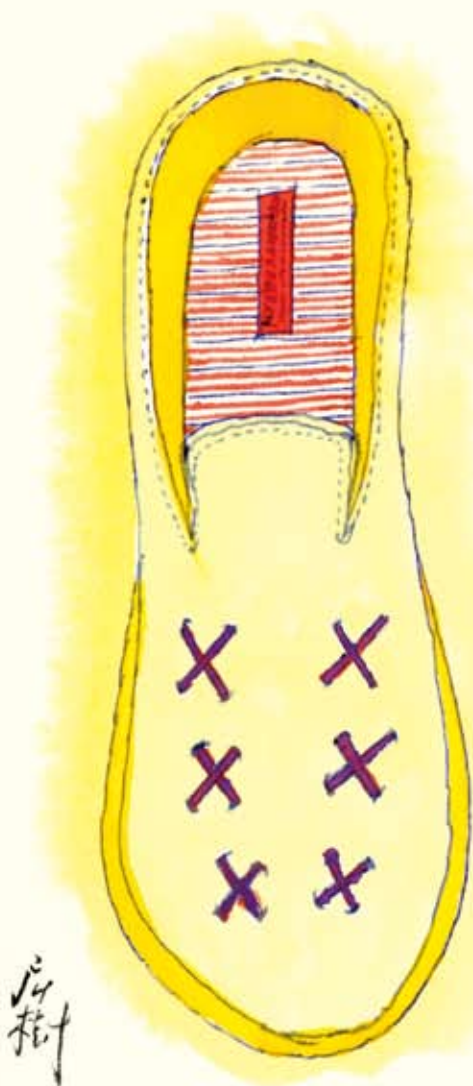
内 閣 府

Special Feature

特集／女性に対する暴力をなくす運動について
～ 女性に対する暴力の現状と取組 ～

Special Interview

スペシャル・インタビュー／神津 カンナ
作家



本年は
男女共同参画
社会基本法制定10周年
及び
女子差別撤廃条約
採択30周年です。

男女共同参画社会基本法 制定10周年 女子差別撤廃条約採択30周年

本年6月に、
男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えます。
また、12月には、女子差別撤廃条約
採択30周年になります。
男女共同参画の取組の新たなステージに向かう
記念すべき年です。

主な予定

Schedule

(平成21年)

11月12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動（主唱：男女共同参画推進本部）
（11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日）

11月15日～21日 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
（主催：法務省、全国人権擁護委員連合会）

12月4日～10日 人権週間（主催：法務省、全国人権擁護委員連合会）

(平成22年)

1月23日 男女共同参画宣言都市奨励事業（茨城県守谷市）

1月30日 男女共同参画宣言都市奨励事業（沖縄県宜野湾市）

巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

弁護士
林 陽子



Hayashi Youko

今年、女性差別撤廃条約が1979年の国連総会で採択されて30年目にあたる。
過去30年の間にこの条約の解釈が最も大きく発展した点は、「女性に対する暴力」は女性差別である、として、政府報告書においてその取り組みを記載させるようになったことだと言われている。
女性差別撤廃条約のモデルとなったのは、1965年に成立した人種差別撤廃条約であり、確かにふたつの条約にはよく似た規定が置かれている。しかしよく読んでみると、人種差別撤廃条約には「暴力または傷害に対する身体の安全および国家による保護についての権利」が明記されているのに対して（5条b項）、女性差別撤廃条約にそのような規定はない。女性差別撤廃条約の起草者たちは、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、人身取引などの暴力から女性を保護する義務が国にあることを明確には意識していなかったのかもしれない。世界的な女性運動が、これこそが女性の社会参画を阻害している原因であると主張し始めたのは、1980年代に入ってからのことである。30周年を迎えた女性差別撤廃条約が、世界中で「女性に対する暴力」に立ち向かっている男女に理念と連帯のメッセージを伝え、取り組む力の源泉となることを願っている。

目次

Contents

特集

女性に対する暴力をなくす 運動について ～ 女性に対する暴力の現状と取組 ～

Page 02

行政施策トピックス 1

女性に対する暴力に関する国際会議

Page 08

行政施策トピックス 2

日本のジェンダー・エンパワーメント指数

Page 09

スペシャル・インタビュー

求められるコンセンサスの形成～女性に対する暴力～／
神津 カンナ 作家

Page 10

行政施策トピックス 3

女子中高生の理工系進路選択支援

Page 12

連載

その1 地域戦略としてのワーク・ライフ・バランス 先進自治体⑦／
渥美 由喜(株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)

Page 14

その2 女性のライフプランニングに資する大学の取組①

Page 15

取組事例ファイル(自治体編)

岐阜県

Page 16

取組事例ファイル(企業編)

武田薬品工業株式会社

Page 17

ニュース&インフォメーション

基本問題・計画専門調査会ワークショップの実施 他

Page 18

リレートーク

庭田 孝男(熊本県男女共同参画 推進員) ／
ミュージカル『扉(ドア)の向こうに』(北九州市立男女共同参画センター “ムーブ”)

女性に対する暴力をなくす運動について

～ 女性に対する暴力の現状と取組 ～

内閣府男女共同参画局推進課

女性に対する暴力の現状

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

配偶者からの暴力についての被害経験

内閣府が平成20年に実施した調査によると、これまでに結婚したことのある人のうち、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかについて何度もあったと答えた人は、女性10.8%、男性2.9%、1度でも受けたことがあると答えた人は、女性33.2%、男性17.8%となっています（図1）。

さらに、これまでに配偶者から何らかの被害を受けたことのある人のうち、その行為によって、命の危険を感じたことがあるかを聞いたところ、「感じた」という人は女性13.3%、男性4.7%となっています。また、その行為によって、怪我をしたり、精神的に不調をきたしたことがあるという人は、女性34.8%、男性14.1%となっています。

また、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加し、平成20年度は6万8千件以上に

上り、警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数も年々増加し、平成20年は2万5千件を超えているほか、保護命令の発令件数についても、ここ数年2千件台前半で推移していましたが、平成20年は2,500件を超え、増加傾向にあります。

性犯罪の実態

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成12年以降6年連続で2,000件を超えていましたが、16年から減少傾向に転じ、20年は1,582件で、前年に比べ184件（10.4%）減少しました。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降毎年増加していましたが、16年から減少し、20年では7,111件と、前年に比べ553件（7.2%）減少しています（図2）。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成20年）において、女性（1,675人）に、これまでに異性から無理やりに性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が3.1%、「2回以上あった」が4.2%で、被害経験がある女性は7.3%となっています。被害にあった時期としては、「20歳代」が38.2%で最も多く、次いで「30歳代」（15.4%）、「中学卒業から19歳まで」（12.2%）となっています。また、「小学生のとき」（12.2%）、「中学生のとき」（4.9%）、「小学校入学

前」（3.3%）など低年齢で被害を受けている人も2割程度います。

売買春の実態

平成20年の売春関係事犯送致件数は2,396件となり、前年に比べ減少しました。また、要保護女子総数は1,794人で前年に比べ減少しましたが、未成年者が占める割合は24.1%で、前年に比べ5.8ポイント増加しています。

平成20年の児童買春事件の検挙件数は1,056件（前年比291件減）であり、このうち、出会い系サイトを利用したものが531件（50.3%）、テレホンクラブ営業に係るものは46件（4.4%）となっています。

人身取引の実態

警察庁の統計によると、平成20年における人身取引事犯の検挙件数は36件、検挙人員は33人で、検挙人員のうちブローカーが7人となっています。また、警察において確認した被害者の総数は36人と、前年に比べ7人（16.3%）減少しています。被害者の国籍は、タイ18人（50.0%）が最も多く、次いでフィリピン7人（19.4%）、中国（台湾）5人（13.9%）の順となっています。

セクシュアル・ハラスメントの実態

平成20年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュア

11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、女性団体など関係団体等が女性に対する暴力の根絶へ向けて、さまざまな取組を展開しています。
女性に対する暴力について、現状と取組の概要をご紹介します。

ル・ハラスメントの相談件数は、13,529件となっており、男女雇用機会均等法の改正も受けて、ここ数年、急激に増加しています（図3）。

ストーカー行為の実態

平成20年中に警察庁に報告のあったストーカー事案の認知件数は、14,657件で、前年に比べ1,194件（8.9%）増加しています。また、被害者の90.3%が女性で、行為者の90.1%が男性となっています。

平成20年のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は1,335件で、前年に比べ49件（3.5%）減少しています。警告に従わない者に対する禁止命令は26件発令されています。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は243件で、前年に比べ3件増加しています。禁止命令違反での検挙件数は1件です。

平成20年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は2,260件で、前年に比べ119件（5.6%）増加しています。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,092件（前年比207件増加）で最も多くなっています。

図1 配偶者からの被害経験（身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかの行為を一つでも受けた経験の有無）

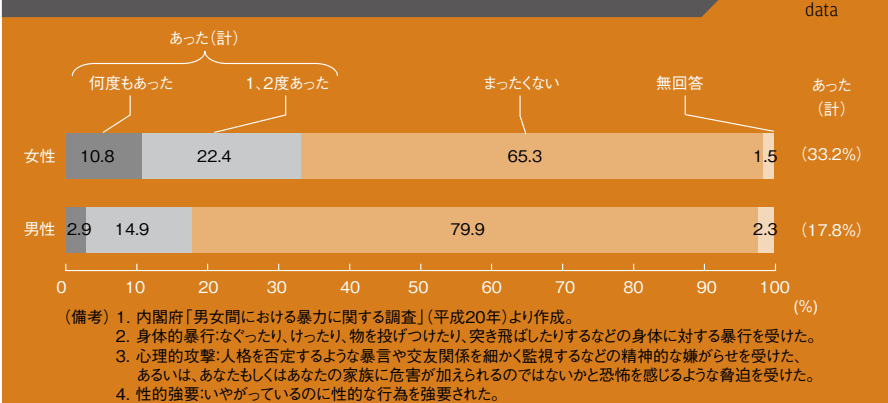


図2 強姦、強制わいせつ認知件数の推移

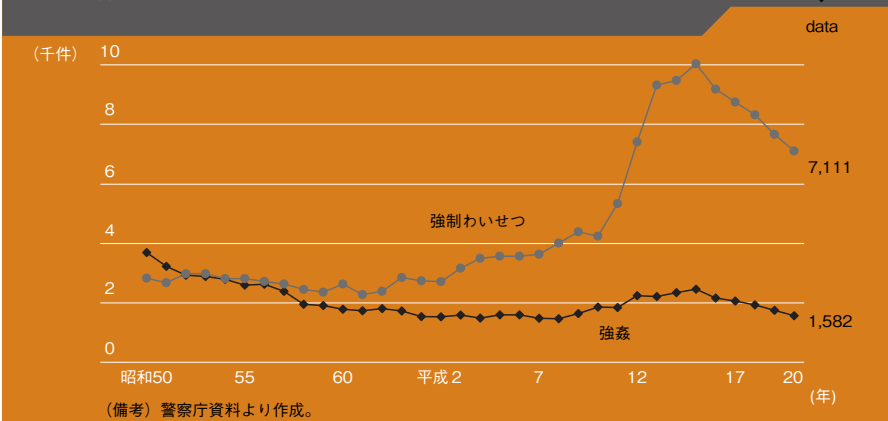
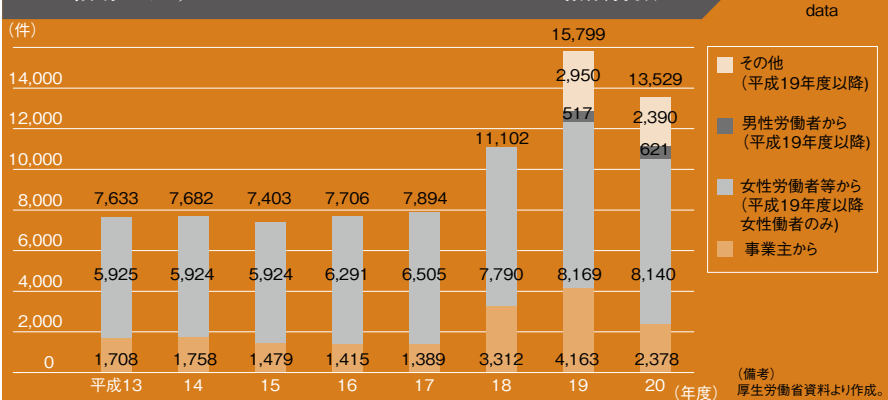


図3 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



女性に対する暴力の根絶へ 向けた取組

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間は、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が、意識啓発、広報キャンペーン、講演会やセミナーの開催、被害者からの相談活動などを全国各地で展開します。

国、都道府県及び政令指定都市の取組は、内閣府男女共同参画局のホームページの「女性に対する暴力」のサイトでご覧いただけます。

(男女共同参画局HP)

<http://www.gender.go.jp>)

この取組の一環として、内閣府は、11月17日から19日の3日間、午前9時から午後9時まで、配偶者等からの暴力の被害者が全国どこからでも無料で相談できる「電話相談キャンペーン」を実施しました。

配偶者からの暴力対策

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」及び「男女共同参画基本計画（第2次）」に基づき、関係府省庁では、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・自立支援のための施策について、より一層の充実に努めています。

[内閣府]

- ・官民の関係者等が一堂に会し支援についての情報を共有する「DV全国会議」を開催
- ・身近な相談窓口の連絡先や相談受付時間を自動音声で案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス」（通称DV相談ナビ）を運用
- ・地域において生活している被害者の自立を支援するためのモデル事業を実施
- ・将来において暴力の被害者にも加害者にもならないよう若年層に対する予防啓発教材を開発

[警察庁]

- ・被害者が相談・申告しやすい環境の整備（各都道府県警察の相談窓口の利便性の向上、被害者を夫・パートナーから引き離して別室での事情聴取）

[厚生労働省]

- ・婦人相談所において弁護士等による被害者への離婚や在留資格等に関する法的な援助や調整を実施
- ・婦人相談所における被害者に対する一時保護委託費の充実
- ・婦人保護施設の退所者支援の充実

人身取引対策

人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、政府は平成16年に「人身取引対策行動計画」を策定し、同行動計画に沿って取組を進めています。

[内閣府]

- ・女性に対する暴力をなくしていく観点から人身取引に関する広報啓発を実施

[警察庁]

- ・市民からの事件情報の通報を受ける「子どもや女性を守るための匿名通報情報モデル事業」の実施

[法務省]

- ・被害者に対して上陸又は在留を特別に許可できることとした出入国管理及び難民認定法に基づき、不法滞在者である被害者について在留を特別に許可

[外務省]

- ・IOM（国際移住機関）を通じ、人身取引被害者の帰国及び社会復帰を支援

[厚生労働省]

- ・婦人相談所で保護した人身取引被害者の医療費について他法他制度が利用できない場合の補助



「女性に対する暴力をなくす運動ポスター」
(平成21年度)」

インターネットと女性に対する暴力 ～インターネット協会の相談事例から～

財団法人インターネット協会 主幹研究員 大久保 貴世

自己被害者といえる女性たち

「憤りを覚えてメールを送りました」 2009年10月に届いた相談は悩ましい。

青少年によるネットの過激な利用が増えている。特に女子はネットの実態を知らないまま、自己満足だけでネットに自分自身をさらしている。

「○○○サイトをご存知でしょうか。女子中高生の「パンチラ」などの画像や動画を公然と売っています。○○○サイトに問い合わせれば、掲載者の身元がわかって、逮捕出来るのではないのでしょうか？また、小さい子たちのポルノ画像や動画ばかりが問題視されていますが、女子中高生のものが今一番大量に出回っています。ネット上でそのようなものを掲載するのは児童ポルノ現行法でも違法なのではないのでしょうか？あまりにも大量に、また公然に出回っているのに驚愕しました。」

このサイトは、利用者が動画や記事の評価するサイトで、自身や知人の画像に沢山の評価が得られれば嬉しいものだろう。ところが、個人情報を出さず、顔が露出していなくても、見る人が見れば仕草や声で誰なのかがわかるため、絶好のバッシングの材料となってしまうのだ。そして、その女子はひどく反省することになる。

女性に対する暴力に触れる前に、自身で被害を作っている現象があることも忘れてはならない。それは「加害者」でも「被害者」でもなく、「自己被害者」といえる女性たちの行動だ。

たった一度のあやまちがネットで拡大する

2009年4月の相談は、これほどの自己被害はないであろうという例。どうしたら立ち直れるのだろうか。

「高校2年生のときに出会い系で知り合った9歳年上の方と付き合っていました。遠距離で寂しいから、と言われ性行為をビデオで撮られました。ネットでの画像流出問題が目立つようになり、私も不安になったので検索してみたら個人撮影ビデオとして販売されていました。今現在、結婚を考えている彼がいます。彼に知られないようにビデオを全て削除したい。」

相談者は「自分の名前」を検索してみた。便利な検索機能が逆に恐ろしい機能となり、検索すればあつという間に自分の名前と映像がセットになって掘り出された。解決策は、サイトの削除依頼と検索の非表示依頼をする方法しかないが、完全に消えるまでかなりの時間がかかる。依頼する度にサイトに登場する自身の画像を見ることになるので、心情を察するといたまれない。

もっとネットを知ってほしい

インターネット協会では、10年間におよび相談実績をもとに、子どもの頃からネットの危険性を知っておくべきとして講演活動を行っている。保護者向けには、出会い系、子どもが自ら投稿する写真掲載、暴力的な内容のサイトを見せる。そして、

自らの行為がこんな大ごとになるなんてと反省する子もいれば、反省しなかったりする子もいることをお話する。実態を知らない保護者の中には衝撃的な内容に涙ぐむ方も。「便利な機能の裏に危険が潜んでいる事を実感する事ができました。子どもが自分で判断できるように、今後親子で共に考えていこうと思います。」との感想をもらうこともある。

ネットから離れ、現実を見よう

ネットでどうしても解決しない時は「たかがネットのこと、だから関係ない」と無視する勇気を持つ方法もある。ネットから一時離れれば、現実の世界でいろいろ人がいることを知って、現実の場で鍛えられ、異性や同性の見る目を養っていける。そしてネットの世界に戻った時「ここでの投稿には注意した方がいい」「この男性は優しそうに見えて恐いに違いない」と、ネット上で責任のとれる振る舞いができるようになるもの。いきなりネットデビューするのではなく、その前に現実で体験をしっかり重ねていくべきだろう。

ある小学校の先生から「学校ぐるみでお祭りを推奨している。そこには昔ながらの老若男女のアナログコミュニケーションがあって、子ども達が五感をとおして体全体で覚える。その基本があってこそ、デジタルコミュニケーションもうまくいくと考えている」との話を聞いて、全く同感だと思った。

立ち上がる選択 ～性暴力という人権侵害を減らすために～

フォトジャーナリスト 大藪 順子

被害経験から学んだこと

アメリカの新聞社に勤めていた1999年8月の夜、私は自宅で性暴力の被害に遭いました。警察へ通報し、病院でレイプ検査という検査を受けました。アメリカの病院には、必ず検査のためのレイプキットというのが設置されています。また、最近では、州によって差はありますが、救急病院に性犯罪被害者用の部屋が設けられているところが多くなってきましたし、付き添いの人たちが休めるスペースを確保しているところもあります。私が被害に遭った1999年は、SART（Sexual Assault Response Team）という性暴力対応チームの体制が確立したころでした。

検査の後、警察官と一緒に性暴力の支援センターのアドボケートと呼ばれる女性がやってきました。アドボケートとは、病院や裁判所に付き添ったり、カウンセリングを提供したり、被害者と一緒に歩いてくれる人たちです。アメリカでは、アドボケートというのがいろいろなところに配置されており、性暴力の被害者だけでなく、DVの被害者や、児童虐待の被害者など、いろいろなアドボケートがあります。私についてくれたアドボケートは、カウンセラーでもありました。

救急病院で私が受けたレイプ検査

の費用とその後のカウンセリングの費用は、全て州が負担してくれましたので、私自身の負担はありませんでした。

被害の翌日の事情聴取は、担当の警察官のほかに、州が私にあてがってくれた公の弁護士もいました。辛い被害体験を何回も説明せずに済むように、関係者が集まっていたのです。

このような体制は整っていましたが、心の傷の回復は人それぞれであり、回復に数年、あるいは何十年かかる人もいます。では、第三者である私たちには支援として何ができるのでしょうか。私自身がアドボケートの人から聞かされたように「あなたのせいじゃないのよ」という言葉を、まず最初に誰かから聞くことができれば、誰か一人でも自分の味方だと思える人がいたら、被害者の心というのは随分楽になるのではないかと思います。

また、どんなに支援を受けて、どんなに周りの人がいたわってくれても、被害者本人の意識改革がなければ、その人は回復しません。本人が「私は幸せになっていいんだ」「私だって本当の自分を取り戻したい」と思えるようになるような形の支援を考えていく必要があるのではないかと考えています。被害に遭っても、そこから新しく歩んでいくということも被害者の

選択の一つなのです。

防止対策の重要性

性犯罪対策を考える上では、性犯罪が及ぼす社会的コストというものに目を向ける必要があるのではないかと思います。苦しんでいる人に支援の手を差し伸べるためには、何らかのサービスやプログラムを整えること、それらの情報を支援を必要としている人が入手できることなど、いろいろなことが必要になってきます。

そのためには、まず現状を踏まえる必要があります。アメリカ政府が出しているデータによれば、毎年、約12.7兆円が性暴力によって出費されているといわれています。1つの性犯罪事件によって、約1100万円かかっていることになります。それは、シェルターや、医療費、弁護士代、警察の処置、あるいは加害者の矯正プログラムにかかる費用や、刑務所の費用、裁判費用、生活保護の費用などそういうものを全て含めたものです。

たとえば日本でも、生活保護を受けている人のうち、いったいどれだけの人が性暴力が原因で精神障害を起こすようになって、普通に働いて自活するということができないのだろうか、その調査は実際にどうやったらできるのだろうか、と私自身も考えているところ です



が、そういう形で数字を割り出していくことが、支援を行うに当たって非常に重要なことではないかと思います。もし、経費を削減したいのであれば、やはり防止に努める必要があると思います。長い目で見たら、支援と並行して、「防止」について何ができるのかを考えていく必要があります。

プロジェクト

～性暴力被害者たちの素顔～

私は2001年から「性暴力被害者たちの素顔 STAND: Faces of Rape & Sexual Survivors Project」という題名でプロジェクトを始めました。このプロジェクトは、写真を通して性暴力被害者の素顔を伝えようというものです。

この活動の中で、驚いたことがたくさんあります。70人近くがプロジェクトに参加してくれましたが、彼らに共通していたのは、自分と同じような経験をして一人で苦しんでいる人たちに「あなたは一人ではない」ということを伝えてあげたいという思いでした。恥ずべきは加害者なのだから、私は堂々と社会で生きていきたい、そういう宣言も兼ねて、私のプロジェクトに参加したいと言ってくれる人たちがたくさんいました。

私は報道という仕事をしていながら、新聞に事件の記事が載った後、

被害者又は加害者、加害者の家族、被害者の家族の生活がその後も続いていくということについて関心を寄せたことがありませんでした。自分が被害に遭ってはじめて、これまで自分は、性暴力とは全く無関係の人間だと思っていたということに気付かされました。でも、その関心のなさというのは、結局は加害者保護につながっていたということを痛感したのです。

家庭の重要性

暴力を生み出さないためには、家庭というのが重要であると思います。子どもを虐待する大人たちはどのような経験をしてきて、どういう理由で人を傷つけるという行為に至ってしまうのか、なぜ怒りをぶつける対象を子どもにしてしまうのか、対策を考えるには、まずそこに着目していかなければならないと思います。

私個人の意見では、一番基本のコミュニティである家庭が崩壊すれば崩壊するほど犯罪は増えると思います。アメリカの社会を見ていると一目瞭然です。アメリカの結婚の約50%は離婚に終わっています。ですから、やはり家庭という基本のコミュニティをもっと住みやすくするためにはどうしたらいいのかということに焦点を置いていく必要があるのではないかと思います。

子どもたちを暴力の加害者にするためには、やはり相手を思いやる気持ちや、人の権利、安心して生きる権利を自分自身も守らなければいけないんだということをしっかり教えることが大切です。加害者たちには、自尊心がないからこそ、他人の自尊心や人権を奪うということができてしまうのではないかと思います。そしてそこには、加害者自身が受けてきた虐待や貧困などが大きく影響しているのではないかと思います。たとえ親ではなくても、子どもたちをありのままの姿で愛してくれる誰かがいるだけで、彼らは変わっていきます。

そのためには、やはり家庭の中で家族一人一人を大切にいたわっていないと、そういう気持ちも生まれません。ですから、加害防止を考えたとき、やはり家庭に目を向けて、その家庭の状況というのを変えていくことが、性犯罪の減少につながっていくのではないかと考えています。

大藪 順子 おおやぶ・のぶこ／
フォトジャーナリスト。

自身の性暴力被害をきっかけに、プロジェクト「性犯罪被害者達の素顔 STAND: Faces of Rape & Sexual Survivors Project」を立ち上げる。現在、フォトジャーナリストとして活躍するほか、全米性暴力調査センターの名誉理事、幼児虐待防止対策機関の役員を務める。アメリカ在住。



女性に対する暴力に関する国際会議

内閣府男女共同参画局推進課

9月9日・10日に、ローマで「女性に対する暴力に関する国際会議」が開催されました。この会議は、本年のG8の議長国であるイタリアが開催するテーマ別会合の1つです。イタリアの機会均等大臣が主催し、G8参加国のほか、ヨーロッパ、アフリカ、中東などからの大勢の参加者も含め、200名程度の会議となりました。

1) 出席者

G8参加国では、主催国イタリアからは冒頭大統領、外務大臣からご挨拶があったほか、機会均等担当大臣が、閣僚級ではイギリスから女性・平等担当副大臣、カナダから前法務大臣兼司法長官が出席しました。日本からは、男女共同参画担当大臣の代理で外務省の上田人権人道担当大使が出席しました。

またG8参加国以外からも、例えばスペインから平等担当大臣や、アフリカ諸国からも関係大臣が十数名参加しました。

2) 議題

2日間にわたって、8つの議題を議論しました。各議題ごとに、あらかじめ決められていた5～6名の発言者が現状や課題等を話し、司会がそれを総括するというスタイルで、各議題それぞれ約1時間半程度議論されました。

各議題の発言者は、閣僚等の政府関係者のほか、国会議員、ジャーナリスト、研究者、裁判官、民間支援団体の方々など多岐にわたっていました。

議題（仮訳）

第1セッション 証言者たち

- ①ドメスティック・バイオレンス
- ②レイプ、暴力、嫌がらせ及びストーカー行為
- ③教育へのアクセス

第2セッション 挑戦に立ち向かう

- ④多文化家族：誰が結果を引き受けるのか
 - ⑤統合を支える柱
 - ⑥国際機関と国際法の役割
- 第3セッション 将来への投資
- ⑦女兒：奪われる児童期
 - ⑧女性性器切除（FGM）

3) ハイレベル円卓会合

上記2)の各議題の後、ハイレベル円卓会合が行われました。

アフリカ諸国からは、G8で初めて暴力問題を取り上げたことに対する評価や、各国における深刻な現状や取組の紹介がなされたほか、日本からは、女性に対する暴力に関する国連の「人間の安全保障基金」を通じた支援の概要などを紹介しました。1時間半程度の意見交換の後、とりまとめ文書案が配布されました。

4) とりまとめ文書（議長国の責任によるとりまとめ）

とりまとめ文書の内容について、議長国イタリアが概要を説明して会議は終了しました。とりまとめ文書（仮訳）の概要は次のとおりです。

- ・女性に対するいかなる暴力も、基本的な人権の侵害であり、加害行為は犯罪。
- ・平和のためにもさまざまな場面での女性の活躍が必要。そのためには男性の役割も不可欠。
- ・女性のエンパワーメントは、発展や社会の安定のために不可欠。

それぞれの政府が、人権や男女間の平等を保護するために、政治的・法制的事項や教育において女性や女兒の権利の保護推進を盛り込んでいくべき。



日本のジェンダー・エンパワーメント指数

内閣府男女共同参画局総務課

国連開発計画（UNDP）は平成21年10月5日、『人間開発報告書2009：障壁を乗り越えて一人の移動と開発』において、ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure：GEM）を発表しました。

GEMは、政治分野及び経済分野への女性の参画を示すものであり、国会議員に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合及び男女の所得推定を用いて算出されています。

UNDPの発表によれば、日本のGEM値は0.567で、109カ国中57位でした（前年：GEM値0.575、108カ国中58位）。

他方、同時に発表された、「長寿」「教育」「所得」の水準により人間開発の達成度を示す人間開発指数（HDI）は、182カ国中10位（前年：179カ国中8位）でした。

これらの指数から、日本は、人間開発の達成度では世界的に高い水準であるが、女性が政治経済活動や意思決定に参画する機会が不十分であると言えます。

順位	国名	GEM値	順位	国名	GEM値
1	スウェーデン	0.909	31	チェコ	0.664
2	ノルウェー	0.906	32	スロバキア	0.663
3	フィンランド	0.902	33	ラトビア	0.648
4	デンマーク	0.896	34	スロベニア	0.641
5	オランダ	0.882	35	マセドニア	0.641
6	ベルギー	0.874	36	ペルー	0.640
7	オーストラリア	0.870	37	バルバドス	0.632
8	アイスランド	0.859	38	ポーランド	0.631
9	ドイツ	0.852	39	メキシコ	0.629
10	ニュージーランド	0.841	40	リトアニア	0.628
11	スペイン	0.835	41	エクアドル	0.622
12	カナダ	0.830	42	セルビア	0.621
13	スイス	0.822	43	ナミビア	0.620
14	トリニダード・トバゴ	0.801	44	クロアチア	0.618
15	英国	0.790	45	ブルガリア	0.613
16	シンガポール	0.786	46	バーレーン	0.605
17	フランス	0.779	47	パナマ	0.604
18	米国	0.767	48	キプロス	0.603
19	ポルトガル	0.753	49	ウガンダ	0.591
20	オーストリア	0.744	50	レソト	0.591
21	イタリア	0.741	51	セントルシア	0.591
22	アイルランド	0.722	52	ハンガリー	0.590
23	イスラエル	0.705	53	ガイアナ	0.590
24	アルゼンチン	0.699	54	ホンジュラス	0.589
25	アラブ首長国連邦	0.691	55	ベネズエラ	0.581
26	南アフリカ	0.687	56	キルギスタン	0.575
27	コスタリカ	0.685	57	日本	0.567
28	ギリシャ	0.677	58	スリナム	0.560
29	キューバ	0.676	59	フィリピン	0.560
30	エストニア	0.665	60	ロシア	0.556

(109カ国中)

Special Interview



求められるコンセンサスの形成

～女性に対する暴力～

Koudu Kanna

— 男女共同参画会議の議員、女性に対する暴力に関する専門調査会の委員としてお感じになっていることをお聞かせください。

神津 暴力の専門調査会に出ていて、「暴力」という概念が、時代の中で随分変わってきたなと実感します。その変化を皆が認識しないといけない。ただちゃぶ台を引っくり返して殴るという、わかりやすい暴力の時代とは大きく変わってきていると強く感じます。

なおかつ、「配偶者暴力」が「子どもへの暴力」、「高齢者への暴力」などと繋がっている場合もあり、「暴力」にいろんな複合的な要素が含まれてきている。そういう現代社会の特質を見る目が要求される委員会だと思っています。

また、最近、陰でどんな暴力が行われているのか見えにくくなってきています。暴力が複雑で巧妙になってきている。また、サイバーという要素が入ってきていて、発見することが非常に難しい上、繰り返されるという特徴があります。この点をみんなが心しないと、暴力を見逃してしまう。

例えばネット上で、自分の写真が

アップされている。それに本人が気づかない場合もあるし、仮に気づいて削除を求め実行されても、保存していた人が、再度それをアップし直すというように、ネットの世界では、一度流出してしまった個人情報が、際限なく繰り返し流れ出すという可能性もあります。そういう暴力には、かなり肝を据えて取り組んでいかないと解決できないと思います。

— 最近、ネットやパソコンソフト、漫画などの暴力表現が非常に過激になってきた気がするのですが。

神津 今、普通の人が良い人になっている。変な言い方ですが、例えば、犯罪が起こると、その犯人を知る人達は「あの人はとても感じの良い人でした、普通の人でした」と言います。なぜ、犯罪者が感じが良く、人当たりも良い「良い人」になっているのかなと考えたら、私は、逆に他人から見えないところに強烈な自分がいるのではないかと想像します。ネットの中では激しい暴言を吐き、漫画などのバーチャルの中で過激な性表現に触れ、ガス抜きをして、日常生活の中では「良い人」になれるというのも、現代人の心理なのではないかという気がします。見えない

バーチャルな世界をはけ口に行っているうちはまだしも、それが現実的な欲望に変わる時が危険です。

— DV被害者や性犯罪被害者の相談や支援の在り方については、どのようにお考えでしょうか。

神津 被害者がどこかで相談したい場合、日本では、相談窓口がどこにあるのかが、基本的な情報としてまだ人々に十分に認知されていないと思います。認知していないと、どこで相談にのってもらえるのかを、市役所や保健所に聞きます。その相談を受けた担当者が、適切な相談窓口はここですとの確に振り分けることができる体制が整っていることがまず必要です。

もう一つは、あらゆる暴力の事例をデータベース化する必要があるのではないかな。どんなケースが「暴力」になるのか、ケースを提示し、共有できるシステムが必要なのではないかと感じますね。

いろいろな事例の解決が積み重なったときに初めて人は、それなら私も解決してもらいたい、ここに行けば何とか先が見えるかもしれないと思うものですが、まだ、積み重ねが足りないですね。



神津 カンナ

作家

こうづ・かなな／

1977年サラ・ローレンス・カレッジ(米国)入学。帰国後第一作の「親離れするとき読む本」は、体験的家族論として注目され、ベストセラー。以後、執筆活動の他、テレビ・ラジオの出演。講演テーマも幅広く、社会福祉関連、エネルギー、環境問題、国際協力など。また、公的機関や民間団体の審議委員などを数多く務め精力的に活動。2007年より男女共同参画会議議員。

どんなことが暴力になるか社会で共通認識を

— 最近、デートDVや児童売春など若年者に関する性暴力が問題になっていますね。

神津 アメリカには、青少年のための再生プログラムを持っているNPOがたくさんあるそうです。例えば、暴力防止プログラム、加害者・被害者和解プログラム、中退防止プログラム、デートレイブ根絶プログラム等青少年の問題の数だけNPOが専門的なプログラムを持っていて、必要に応じて、それぞれのNPOに啓発や被害者のカウンセリングを頼む。

それと比べて、日本では、いい活動をしているNPOはたくさんあるけれども、各プログラムがデータベース化されていないため、青少年に必要なプログラムにつなげられない。日本ももう少しそういう仕組みを充実させていく必要があるのではないのでしょうか。

— 冒頭におっしゃった暴力という概念の変化に対しては、どう取り組んでいくべきとお考えですか。

神津 どんなことが暴力になるのかという啓蒙活動が大切だと思います。先程も例を挙げましたが、例えば暴力といっても、ちゃぶ台を引つ

くり返す、殴る、蹴るというような、誰でも明確に暴力と認識できるものばかりでなく、それが暴力であることが一般の人々に認識されていないような暴力が増えてきているように思うからです。

また、例えば、暴力の概念は世代間でも異なります。上の世代なら携帯電話に5コールで出なければ怒るというような人達はいないでしょうが、5コールで出ないと怒る世代もある。それを暴力だと感じる人もあれば、それを暴力と感ぜない人もある。しかし、そういうこともあるのだという認識をきちんと持たないと、相談に的確に対応できずに、「そんなことはよくあることよ」とか、「我慢なさい」で終わってしまう。

だから、今の時代の中で、世代間で認識が異なる「暴力」の概念を丁寧に洗い出して、皆のコンセンサスを形成していくことが大切でしょう。特に、相談を担当する人達がその意識を持つよう連携していくことが、まず必要なんじゃないかと思います。

— 最後に、『共同参画』の読者にメッセージをお願いします。

神津 今、日本は、善か悪か、男か

女か、右か左かのように二者択一することが多くなってきています。しかし、両極にいかない中道を目指すことをブッタが説いたように、人の営みは、この両極端の中には答えがなくて、悪い言い方をすれば妥協、いい言い方をすれば歩み寄りとも言いますか、その中道の中でしか解決できないことが実はほとんどです。私は男女共同参画や女性に対する暴力の問題に関しても、両極端にいかずに、どうやって物事の解決を図っていくかという知恵をそれぞれが存分に出すべきだと思っています。

だから、暴力の問題についても、加害者が悪いに決まっていますが、そのスタンスの中からは、解決を図れない場合もある。暴力を受けた人も、受けた人でなければ得られない知恵や実感があるでしょうし、暴力を施してしまった人にも原因や問題があるでしょうから、そういうものを出し合いながら、よりよい解決策を図るための知恵を結集していくべきだと思います。

— 今日はお忙しい中、貴重なご意見をありがとうございました。



女子中高生の理工系進路選択支援

内閣府男女共同参画局推進課

研究分野における男女共同参画

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現は、多様な視点を導入し、社会の活力を保つためにも大変重要な課題です。中でも科学技術・学術の分野における男女共同参画、女性研究者の活躍は、日本が科学技術・学術の分野において国際競争力を維持・強化する上でも、また、多様な視点・発想を取り入れた研究課題を活性化させる上でもたいへん重要です。

しかしながら、日本の研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にありますが、平成20年において13%と先進国の中で最も少ない状況になっています。(図)

現状をみると、出産・育児、介護等と研究との両立が難しく、その間に研究業

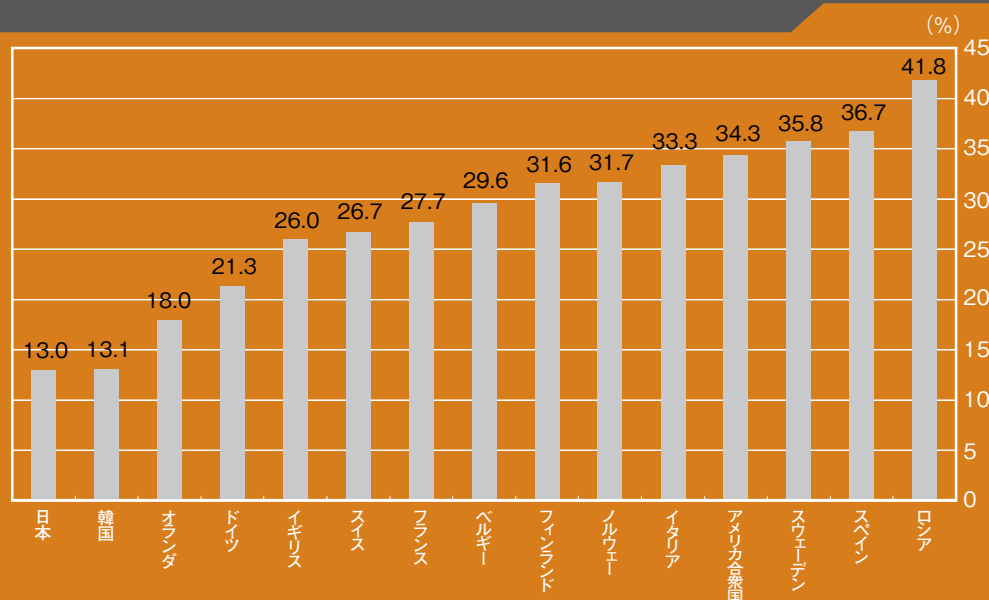
績が十分に上げられない、いったん研究現場を離れると、次の研究ポストを得ることが難しく復帰しにくいなどの状況におかれています。女性研究者を増やすためには、仕事と出産・育児等を両立しながら生き生きと活躍できる、また、職場に復帰しやすい仕組みを作り、多様な人材の能力や発想が活用されるような社会にしていける必要があります。

また女性研究者を増やすためには、まず、研究者を目指す女子学生を増やしていかなくてはなりません。そのため女子中高生の理工系進路選択支援も行っていますが、その一部を紹介します。

ルーシーと私の楽しむカガクのジカン

国立科学博物館では、「ルーシーと私の楽しむカガクの時間」として、科学系

図 研究者に占める女性割合の国際比較



(備考) 1. EU諸国の値は、イギリス以外は、EU「Eurostat」より作成。推定値、暫定値を含む。ロシアは2007(平成19)年。スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、ドイツ、オランダは2006(平成18)年。スイスは2004(平成16)年。その他の国は2005(平成17)年時点。イギリスの値は、European Commission「Key Figures 2002」に基づく(2000(平成12)年時点)。
2. 韓国の数値は、OECD「Main Science and Technology Indicators 2008/2」に基づく(2006(平成18)年時点)。
3. 日本の数値は、総務省「平成20年科学技術研究調査報告」に基づく(2008(平成20)年3月時点)。
4. アメリカ合衆国の数値は、国立科学財団(NSF)の「Science and Engineering Indicators 2006」に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)。2003(平成15)年時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

博物館ならではの、自然科学・科学技術史に関する研究、大量の標本資料、そして展示場での学習支援活動などを生かして、楽しく知的で科学的な刺激が得られる時間を女子中高生へ提供しています。たくさんの植物に囲まれた植物園を会場としたラリー企画、夜の展示場を会場として、本物の標本に囲まれ、生物進化や環境変動を体感できるツアー企画、さらに収蔵庫で興味深いコレクションを見学できる企画など、科学の面白さが満載のイベントです。先輩女性研究者との交流タイムでは、理工系に関するより専門的な情報や体験談なども聞くことができるなど、女子中高生の進路選択につながる体験空間や情報提供の充実を行っています。

そのイベントの一つである7月23日に開催された「神秘のナイトミュージアム」に内閣府職員が参加してきましたので、ご報告します。

神秘のナイトミュージアム・博物館を探検しよう！

ナイトミュージアムとは、女子中高生と保護者が、閉館後の照明が暗い神秘的な科学博物館内をスタッフの案内で見学するとともに、レプリカ作り体験などを行うものです。

館内ツアーの参加者は約60人、館内見学ツアースタート組とレプリカ作りスタート組に分かれてナイトミュージアムスタートです。参加者の顔ぶれをみると中学生が多く、親子での参加だけでなく、学校の先生と一緒に参加している中学生も目立ちました。館内ツアーは、一般来館者の通路だけではなく、関係者だけしか入れない運搬用の大型エレベーターで移動するなど参加者の印象に残る体験になるよう工夫されていました。

レプリカ作りでは、見学や研究者の説

明を聞くだけでなく、体験学習として、アンモナイトのレプリカ作りを実施。みんな真剣に作業を行いできあがったレプリカに大満足でした。

ミニトークでは、館内ツアー見学で説明を行った真鍋真先生（地学研究部）、河野礼子先生（人類研究部）が参加者からの率直な質問に回答していました。「どうしたら研究者になれるか」「お給料はいくらか」「休暇などあるのか」などの質問に対し、先生方からは、「今は専門を絞らず、幅広い分野の勉強をしたほうが良い」等の回答がありました。

参加者の中学生や保護者のご意見

「参加した動機は？」

・女子中高生

「友達に誘われた」「夏休みの課題として」「動物が好きなので興味があった」

・保護者・教員

「前に参加した知り合いから勧められて」「自分が参加したかったので生徒を誘って参加した」

「理工系進路についてどう思うか」

・女子中高生

「獣医になりたいので理系に進む予定」

「興味はあるが、まだ決めてない」

・保護者・教員

「子どもが望む道に進んでほしい」「特に女性だから文系にとの意識はない」

「女子生徒にも理系に目を向けてほしいと思っている」

ナイトミュージアムに参加して

理工系に進むのは男性ばかりという状況を経験している者としては、女子中高生や保護者の意識がだいぶ変わってきていると感じました。引率者として参加していた学校の先生が「最近、理系に興味がある女子生徒が増えていますよ」と述べていました。今回参加したイベントだけではなく、様々な地道な活動一つ一つが、大きな変化に結びついているのでしょう。



ナイトミュージアムスタート



館内ツアー中



ミニトークで質問中

地域戦略としてのワーク・ライフ・バランス 先進自治体⑦ 神奈川県・横浜市

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&
ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

4県市共催の シンポジウム

10月に神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市が「地域戦略としてのWLB」シンポジウムを共催し、筆者は講演した。

県と政令市の連携も画期的だが、慶應義塾大学WLB研究センターの島先生や各市を代表する先進企業の経営陣が登壇し、会場にはNPOも多数参加するなど、地域でWLB推進に携わっているキーパーソンが一同に会する有意義な場だった。

同県は、企業、NPO、教育・研究機関が多数、集積しているという地域特性を活かして、先進的な取組を進めている。

まず、条例により、従業員数300人以上の事業所に対して、男女別の正社員数、管理職数などの届出を義務づけている。

次に、先進企業の事例集を5冊も発行しており、自治体では最多だ。内容も、単なる制度紹介にとどまらず、プロセスや取組の成果などハイレベルな内容だ。

このように、数値データと実例を組み合わせてWLBを広めるのは効果的だ。

さらに、企業へのWLBコンサル派遣事業や子育てカップル向けのセミナー（拙稿の第一回で紹介済み）は、筆者もお手伝いさせていただいている。企業向けの深める施策と同時に、従業員・住民向けの意識啓発活動も展開しているのだ。

他方、横浜市も企業事例集を作成するとともに、働きやすい職場づくりを積極的に進める中小企業を認定し、「よこはまグッドバランス賞」として表彰している。

横浜ブランド・湘南ブランドに、WLBブランドが加わると、鬼に金棒だ。

知事が「残業ゼロ」を宣言

先日、神奈川県の松沢知事が来月4月

から「残業ゼロ」を宣言したのは画期的なことだ。WLBには、外向け（普及啓発活動）と内向け（従業員の働きやすさ追求）がある。この点、官民は対照的だ。

民間企業の多くは、内向けのWLBが中心だ。ただし、最近の先進企業はむしろ外向けが重要だと気づいている。というのも自社だけが女性従業員の働きやすさを追求しても、彼女たちのパートナーが勤めている他社が変わらないかぎり限界があるからだ。筆者が携わっている企業のWLB研究会では、自社の取組の詳細を公開して他社に広めようと熱心な先進企業が少なくない。

一方、官庁・自治体は外向けのWLBが中心で、内向けの取組はなかなか進まない。不況期には民間企業では仕事が減るが、行政では仕事が増える一方だ。また、人件費など行政コスト削減という圧力の中で、WLBを主導している行政の職場環境は過酷という皮肉な状況だ。民間企業ならば労基署に摘発され、使用者責任が問われかねない惨状が放置されているのは大きな問題だ。

どうすれば改善できるか。政治家の使用者責任も重大だ。一部の議員が質問ルールを守らずに、深夜まで職員を議会待機させる。あるいは、首長の指示が朝令暮改で、職員を振り回している面もある。

こうした行動は、単に公務員の職場環境を悪化させるのみならず、結局は無駄なコストを国民に転嫁させることになる。

筆者は今年、某県庁のWLB推進をコンサルティングしている。神奈川県のよう政治主導で内向けのWLBに取り組む自治体も最近、徐々に増えてきた。国も自治体もWLBを率先垂範すべきだ。

（図表1）WLB関連の企業事例集

	冊数	企業事例数
内閣府	6	72
神奈川県	5	57
中小企業庁	3	40
厚生労働省	2	200
埼玉県	2	46
東京都	2	27
大阪府	2	103
愛知県	1	74
三重県	1	43
近畿ブロック 推進会議	1	28
東北ブロック 推進会議	1	18
千葉県	1	13
長野労働局	1	11
愛知労働局	1	11
山梨県	1	10
大分県	1	10
中国・四国ブロック 推進会議	1	10
豊島区	1	10
静岡県	1	9
秋田県	1	8
鳥取県	1	8
広島県	1	8
愛媛労働局	1	7
新潟県	1	5
石川県	1	5
札幌市	1	5
全国中小企業 団体中央会	1	5
長野県	1	4
兵庫県	1	4
熊本県	1	4
山口県	1	2
高知県	1	2

（注）

1. 推進会議とは、「仕事と生活の調和推進会議」のこと。
2. 神奈川県、埼玉県、東京都、千葉県に関しては、「八都県市ワークライフバランス企業事例集」における各都県の企業数を含む。
3. 現在、作成中のものは除く。筆者が把握している上記以外に「企業事例集」が存在している可能性はある。

（資料）筆者が作成。



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府・少子化社会対策推進会議委員、ワーク・ライフ・バランス官民連絡会議委員、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議点検・評価分科会委員を歴任。

女性のライフプランニングに資する大学の取組①

～東京女子大学～

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

大学におけるライフプランニング支援

近年、大学においては、従来の就職支援から、大学入学時あるいはそれ以前からの継続したキャリア意識形成支援への転換がなされています。つまり、「点」(就職)から「線」(キャリア形成)への支援に変化しています。

大学の就職支援の窓口も「キャリア・センター」と名前を変え、学生一人ひとりが長期的な視点で自らの働き方・生き方を考え、将来の見通しを持つことができるよう支援するところも増えてきています。

東京女子大学の取組

東京女子大学は1918年に創立し、90年にわたる女子教育の歴史があります。創立以来、「自己を確立した女性を育てる」ということが教育方針の根幹にあります。

本学では、女性の生涯を見通したキャリア構築支援を実施しており、2007年度には文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム(※)に「東京女子大学キャリア・ツリーーリベラル・アーツ教育に基づくキャリア構築支援」が選定されました。

「東京女子大学キャリア・ツリー」は、本学の教育理念である“女性の自己確立とキャリア探求の基礎となるリベラル・アーツ教育を土壌とし、その上に枝葉を広げる樹木のように学生が力強く自己を確立すること”を目指し、社会参画するための正課教育と正課外教育とを連携させた総合的キャリア構築支援として展開しています。卒業論文を必修とし、キャリア教育の集大成と位置づけています。

キャリア・センターが実施する正課外のプログラムの一つである『全学キャリア講座』は、卒業生を講師として全学生を対象に実施しています。2009年度はNHKアナウンサーの伊東敏恵氏を迎え、『将来を展望・決断する力を養う～テレビ

の現場から～』というテーマで話していただきました。参加学生には大変好評で、「自分を信じて目標に向かって頑張りたいという気持ちになった。仕事だけでなく、結婚、出産も含めた自分の人生を構築する事が大切だと実感した。」という感想がそれを表しています。

変動の著しい現代社会では、その時代・状況に対応する主体性と柔軟性が必要とされ、それ故、変動する社会のニーズに対応し得る自己を育てることが必要となります。

本学では、生涯にわたるキャリア構築を支えるものとして、リベラル・アーツ教育に基づくキャリア構築支援を展開しています。

「女子大」という特性

東京女子大学では、女子大という特性を意識し、かつそれを生かしつつ支援を行っています。

具体的には、女性が社会でいかに生きていくかを課題として認識し、在学中の4年間で学生がキャリアを意識し、卒業後の目標を考え、それに対応できるような支援です。必ずしも社会での活動に限らず、キャリアの意味を広くとらえ、社会、家庭の中での自分の位置づけを考えるよう伝えているとのことです。

東京女子大学ウェブサイト

<http://office.twcu.ac.jp/aboutus/gp/tree/index.html>

(※) 現代的教育ニーズ取組支援プログラムとは

文部科学省では社会的要請の強い政策課題に関するテーマを設定し、これに対して各大学等が計画している取組の中から、国公私を通じて優れた取組を選び、サポートしています。また、選ばれた取組を社会に広く情報提供し、高等教育全体の活性化を促しています。

岐阜県



男女がともにいきいきと暮らせる社会へ！

岐阜県では、本年3月に「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」及び「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」を策定しました。人口減少時代を迎えた本県の活性化にとっても、より一層の男女共同参画を進めていくことは重要な課題であり、誰もが活躍できる社会づくり、暴力を許さない社会づくりを推進しています。

全国男女共同参画フォーラム

9月19日（土）に、「その一歩 踏み出す勇気が社会を変える」をテーマに長良川国際会議場（岐阜市）で、「全国男女共同参画フォーラム2009 in ぎふ」を内閣府、岐阜市とともに開催しました。

「岐阜県男女がともにいきいきと暮らせる社会づくり表彰式」では、男女共同参画社会づくりを積極的に推進してこられた1団体、1事業者に表彰状を授与しました。

続いて、東京大学社会科学研究所の佐藤博樹教授に、「ワーク・ライフ・バランスと働き方の改革～希望が実現できる職場を目指して～」と題して、仕事と生活の調和こそが自分の夢を叶える職場づくりにつながるなどについて講演をいただきました。

その後のパネルディスカッションでは、佐藤教授をコーディネーターに、(株)東洋の下田さん、弁護士の森川さん、NPO法人くすくすの安田さん、江崎県商工労働部長をパネリストに、「みんな

で築こう！ワーク・ライフ・バランス」をテーマに、それぞれの実体験を交えながら、今後の展望など活発に意見交換が行われ、県内外から参加された約600人が熱心に耳を傾けました。

男女共同参画推進サポーター

地域において男女共同参画を推進するために、男女共同参画推進サポーター制度があります。現在、熱意のある206人44団体が登録され、男女共同参画に関する県民の関心と理解を深めるために取り組んでいただいています。

男女共同参画プラザ

男女共同参画を推進する拠点施設として、「相談機能」「交流機能」「活動支援機能」「情報機能」の4つの機能を担っています。

相談事業では、男女がともに自分らしく生きられるよう、様々な悩みをお聞きし、ともに考えるよう取り組んでいます。

また、県民の皆さんとともに、サポーター協働事業など様々な事業を展開しています。

STOP DV！

地域におけるDV被害の早期発見や、被害者支援体制づくりにつなげるため、「DV被害者支援基礎講座」を平成18年から民間支援団体に委託して実施しています。

また、DV未然防止のためには、若年層からの予防教育が重要であることから、高校、大学などの教育機関での講座開催など、DVを許さない社会づくりへ向けて広報・啓発を進めています。

（岐阜県環境生活部男女参画青少年課）



全国男女共同参画フォーラム
2009 in ぎふ



岐阜県男女共同参画プラザ

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置しており、関市富之保には日本の人口重心があります。面積は10,621平方キロメートルで、全国第7位の広さを誇り、7つの県に囲まれた数少ない内陸県の一つです。岐阜県北部の飛騨地域は、標高3,000mを超える山々が連なっています。一方、南部の美濃地域は濃尾平野に木曾三川が流れています。自然に恵まれている岐阜県は、古くから「飛騨の山、美濃の水」という意味で「飛山濃水」の地と呼ばれてきました。

武田薬品工業株式会社



いきいきと働ける 職場環境を目指して

武田薬品では経営理念である「優れた医薬品の創出を通じて、人々の健康と医療の未来に貢献する」ことを実現するために、従業員がやりがいを持って仕事に取り組むことは大変重要であると考えており、性別、年齢、国籍などに関わらず、多様な人材の一人ひとりが持てる力を最大限発揮できるように、制度の充実や環境づくりに積極的に取り組んでいます。



ライフイベントと仕事の両立をサポートするWebサイト「Life Balance Up Navi」のトップページ



Takeda Women's Network (TWN)のメンバーのミーティングの様子



タケダが考える「ワーク・ライフ・バランス」のイメージ

男女ともに仕事と育児の 両立を可能にするための 育児関連制度を充実

1. 育児休業者職場復帰支援プログラム「armo (アルモ)」の導入
2. 配偶者の分娩に伴う特別有給休暇(5日)の使用時期を「出産予定日1週間前から育児休暇対象期間内※まで」へ延長
3. 育児休暇の一部(5日間)有給化
4. 配偶者が育児に専念できる場合でも育児休暇を取得可能
5. 結婚、出産、育児、介護などを理由とした自己都合退職者に対するOB・OG再雇用制度を導入

※子が1歳6ヶ月または1歳を超える最初の3月末日のいずれか長い期間

これら制度の充実と周知により、男性の育児休暇取得者数も増加しています。また、2009年には2007年に続き、2度目の次世代法による認定を取得しました。

「Life Balance Up Navi」を開設

各種制度を充実させるとともに、社員への周知を進めるため、2009年3月には、社内イントラ内に、育児・介護などのライフ

イベントと仕事との両立をサポートする専用webサイトを開設しました。サイト内では、両立支援制度とその手続き方法をわかりやすく紹介しています。さらに、出産から復帰までのサポートツールとして、出産予定日を入力すると、産前産後休暇の日程や各種手続きの期日など、職場復帰までの予定表を作成できる「両立応援カレンダー」を設けています。このカレンダーは、制度利用への周囲の理解や男性の育児参加を促すため「上司用」「パパ用」も用意しています。また、ワーク・ライフ・バランスを実現している社員(ロールモデル)を『きらりタケダ人』として紹介しています。

メリハリのついた働き方の推進

メリハリのついた働き方を実現する制度のひとつとして、連続休暇取得制度を導入しています。これは、会社休日と年次有給休暇をあわせて5日以上休暇を取得する制度です。2008年度の取得率は約65%でした。気持ちよく休暇を取得できるように、お互いに業務をカバーしあえる風土づくりも同時に行っています。

「Takeda Women's Network」の活動

2006年度より始まった全社プロジェクト「Takeda Women's Network(TWN)」では、「女性社員がより一層活躍できる環境」についての課題やその解決策をメンバー自らが検討し、提案を行っています。2008年には全社を対象として女性活躍促進に関するアンケートも実施し、このアンケート結果から、部門によって、働き方や意識に違いがあることが明らかとなり、各部門に分科会を設けて実情に合った取り組みを進めています。(人事部)

会社概要／武田薬品工業株式会社、創業1781年6月12日、従業員数：連結19,362名、単体6,124名(2009年3月31日現在) 研究開発型の日本発の世界的製薬企業として、経営哲学であるタケダイズム(誠実＝公正・正直・不屈)を事業運営の根幹に据え、「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」ことを目指した事業活動を行っています。

News & Information

1

News

内閣府

基本問題・計画専門調査会ワークショップの実施

8月29日（土）、男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会は、第3次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討の参考とするため、独立行政法人国立女性教育会館主催の「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム（NWEFフォーラム）」において、鹿嶋敬会長代理がコーディネーターとなり、ワークショップ「あなたが描く新しい男女共同参画のデザイン図」を実施しました。

ワークショップには48名の方に御参加いただき、「女性の活躍促進」、「地域における男女共同参画の推進」、「生活困難問題への対応」、「ワーク・ライフ・バランス」の4つのテーマに分かれて、男女共同参画を推進していく上での課題や取組などを話し合っていました。全国から集まった行政関係者や女性団体・NPOのリーダー、研究者、主婦など様々なバックグラウンドを持つ参加者によって、それぞれの経験や知見に基づくグループごとの案が発表されました。

本ワークショップの結果については、9月28日（月）の基本問題・計画専門調査会で報告され、鹿嶋会長代理から日頃より男女共同参画に熱心に取り組んでおられる参加者から有意義な御意見を伺えたとの感想が述べられました。

2

News

内閣府

男女共同参画フォーラム(群馬県)を開催



10月17日、群馬県、全国男女共同参画フォーラムinぐんま実行委員会との共催で、「全国男女共同参画フォーラムinぐんま」が開催されました。

主催者挨拶に続き、内閣府が男女共同参画の現状や政府の取組等について報告した後、登山家の田部井淳子氏より、「共に歩み、共に輝く～エブロンはずして夢の山～」と題した基調講演が行われました。田部井氏は、女性初の世界7大陸最高峰の登頂に成功された自らの経験から、男性と女性では体力等の差はあるものの、最後まであきらめないでやり遂げようという気持ちがあれば、男性でも女性でも、何でも成し遂げることができることをお話されました。

基調講演に先立ち、同日午前中には、2つの分科会が開催され、第1分科会では「ぐんま女性会議」が「私らしく生きる女と男」を、第2分科会ではNPO法人「ウィメンズウィルぐんま」が「ワークライフバランスって何？」をテーマに企画・実施されました。各分科会とも盛況で、パネリストと参加者が一体となったディスカッションが行われました。

3

News

内閣府

男女共同参画推進連携会議・秋田大学との共催でセミナーを開催



10月17日、「男女共同参画シンポジウム ワークライフバランス（仕事と生活との調和）の実現に向けて～ダイバーシティ尊重の風土醸成をめざして～」が開催されました。

主催者挨拶に続いて、ノースアジア大学総合研究センター長の藤本氏から「社会政策としてのワークライフバランス」、秋田魁新報社総務局人事部長の西村氏から「新聞社とくるみん」と題して基調講演が行われました。

その後、「多様な生き方・働き方について」をテーマに、同大学男女共同参画推進専門委員会委員長の渡部教授のコーディネートにより、パネリストとして、西村氏に加え、秋田県中央男女共同参画センター副センター長の佐藤氏、秋田労働局雇用均等室長の渡辺氏、秋田県生活環境文化部男女共同参画課副主幹の元野氏によるディスカッションが行われました。また、会場からも活発な意見が出され、最後にコーディネーターが「ワークライフバランスはオーダーメイド！自分自身が変わる勇気を持つことが大切」と呼びかけ閉会しました。

4

News

内閣府

男女共同参画推進連携会議・社大学女性協会との共催でセミナーを開催



10月17日・18日、「全国セミナー 2009 ワーク・ライフ・バランスの実践～教育・労働・生活保障（福祉を含む）の分野で～」が開催されました。

17日は、上川陽子氏（元内閣府男女共同参画特命担当大臣）の基調講演、同協会各委員会と支部からのWLBに関する調査研究報告、「ワーク・ライフ・バランスの実践」をテーマに同協会長の房野氏の司会により、パネリストとしてお茶の水女子大学名誉教授の牧野氏、東京大学社会科学研究所教授の佐藤氏、日本労働組合総連合会男女平等局長の片岡氏によるディスカッションが行われました。

18日は、教育・労働・生活保障（福祉を含む）の分科会が開催され、報告後、全体討議が行われました。教育分科会ではステレオタイプの性別役割を排除するための家庭科早期教育（性教育を含む）の必要性等について、労働分科会では意思決定への女性の参画、無償のケア・ワークを評価するための生活時間調査の必要性等について、生活保障分科会では在日外国人労働者・農村女性等のWLBを守る生活保障の必要性等について論じられました。

[News & Information]

5 News 日本女性会議 2009 さかい実行委員会／堺市

「日本女性会議2009さかい」(堺市)を開催



10月30日～11月1日の3日間、堺市において標記会議が4,000名の参加者を得て開催されました。

26回目となる今回は、本市が女性の自立と社会参加の推進に功績のあった与謝野晶子の生誕の地でもあることから、与謝野晶子がうたった詩「山の動く日きたる」を引用した大会テーマ、「山の動く日きたる～ジェンダー平等の宇宙へ～」を掲げ、堺から世界へ、ジェンダー平等を発信しました。

1日目は内閣府男女共同参画局の岡島敦子局長による基調報告や、シンポジウム「ジェンダー平等から公正で平和な星に～私にできること～」、また2つの対談「新しい女の時代へ～ジェンダー主流化アプローチがつくる未来～」、「世界の女性の現在、そして、これからの地球社会～女性差別撤廃条約と国際社会の役割～」が行われました。

2日目は、政策立案者向けセミナーやワーク・ライフ・バランス実践セミナーなど17の分野・テーマに分かれ分科会が同時開催されるなど、大盛況のうちに大会が終了しました。

6 News 内閣府

「全国男女共同参画宣言都市サミット inのべおか」を開催



11月6日、宮城県延岡市において、全国の男女共同参画宣言都市の情報交換や連携強化を目的に、「全国男女共同参画宣言都市サミット」が開催され、1,200名を超える参加者が来場しました。

内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告した後、勝間和代氏（経済評論家・公認会計士）より、「みんなで日本を変えよう」と題した基調講演が行われました。経済面からの視点を中心に、少子化問題、教育問題、高齢化問題など現代社会システムの問題点を取り上げ、支えあう社会への変革、性別や年齢、経済状況などにかかわらず社会参画できる社会システムへの変革、また個人の自己変革について提言されました。

後半は、たもつゆかり氏（オフィス・ピュア代表）をコーディネーターに、男女共同参画宣言都市である兵庫県加西市、熊本県上天草市、延岡市の3名の市長によるシンポジウムが行われ、「これからの地域づくりと男女共同参画社会」をテーマに、各市の取組の現状や課題、展望について語り合い、最後に共同宣言が読み上げられ、盛況のうちに幕を閉じました。

7 News 国立女性教育会館

「女性のキャリア形成支援推進研修」実施報告



国立女性教育会館では、平成21年10月7日～9日の2泊3日で「女性のキャリア形成支援推進研修」を実施しました。全国より女性団体・グループ等のメンバー、女性関連施設・生涯学習施設等の職員、大学等のキャリア教育支援者等64名の参加をいただきました。

本研修では、女性一人一人が置かれた状況に応じて多様なキャリアの視点に留意しながら個人の活動を社会の活動に結びつける視点を導入し、長期的視野に立った女性キャリア形成支援を内容とし、「キャリア概念を捉え直した女性のキャリア形成支援」を主題としました。

プログラムは、女性のキャリア形成についての講義や国の施策等説明、事例報告を全体で行った後、①大学生等ライフプランニング支援コース、②再チャレンジ支援コース、③社会活動キャリア支援コースの3つのコースごとにロールモデル分析、事業（学習）計画案づくりなどを行いました。

事業（学習）計画案作成にあたっては、事業（学習）計画シートに沿って計画案を作成していきましました。その中で、参加者同士での情報交換、アイデアの共有、アドバイスをし合う姿が見られました。最後に、参加者全員（個人またはグループ）が計画案の発表を行い、意見交換をし、見直し修正を行いました。すぐに持ち帰って実践できる事業（学習）計画や、今ある事業を本研修で学んだことをもとに改善した事業計画、組織に提案して行っていく事業（学習）計画など、多様な取組が考え出されました。

終了後のアンケートでは、「キャリアの概念を知ることができて大変有効であった」「事業計画づくりでは普段できない外部の方の意見を聞きながらの企画をすることができ、とてもありがたかった」「様々な自治体、地域、立場の方々と意見交換を図ることができキャリア形成支援のヒントを得ることができた」等の感想が寄せられました。

8 Info 女性と仕事の未来館

全国の女性のエンパワメント講座支援研修会(無料)

日時：平成22年1月21日(木)

テーマ：働く女性の活躍を支援するための基本力
(講演会や交流会) 定員40人(先着順)

全国相談担当者研修会(第4回) (無料)

日時：平成22年1月22日(金)

テーマ：母子家庭の母に対する就労等の相談支援
(講演会やパネルトーク) 定員250人(先着順)

各詳細は、HPをご覧ください。http://www.miraikan.go.jp



[News & Information]

9 Info 厚生労働省

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートしました

本年6月に改正された育児・介護休業法に基づき、9月30日より育児・介護休業法に基づく紛争解決援助制度がスタートしました。

当制度は、労働者と会社との間で育児・介護休業等の民事上のトラブルが生じた場合、厚生労働省都道府県労働局雇用均等室において、解決に向けた援助を行うものです。具体的には、以下のような流れとなります。

- ①雇用均等室に援助をお申し出下さい。電話・手紙（連絡先記載）でも結構です（申立書などの文書は必要ありません）。
- ②雇用均等室が、労働者と会社双方からお話を伺います。
- ③双方のお話を踏まえ、問題解決に必要な助言などの援助を行います。
- ④当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行すること（歩み寄り）により問題の解決を図ります。

詳細につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1f.pdf>

各都道府県労働局連絡先は、以下のHPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pref.html>

10 Info 内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業（茨城県守谷市）

日 時：平成22年1月23日（土）9：30～12：45
場 所：守谷市中央公民館（守谷市百合ヶ丘2-2540-1）
主 催：内閣府、守谷市
内 容：男女共同参画宣言文宣誓、内閣府報告、記念講演 等
参加方法：申込必要（先着順、託児を要する場合は要予約）
問合せ先：守谷市生活経済部市民協働推進課協働推進室
TEL 0297-45-1111（内線133）

11 Info 内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業（沖縄県宜野湾市）

日 時：平成22年1月30日（土）14：00～16：30
場 所：宜野湾市民会館（宜野湾市野高1-1-2）
主 催：内閣府、宜野湾市
内 容：男女共同参画宣言文朗読、特別講演 等
※手話通訳有り
参加方法：申込不要（託児を要する場合は要予約）
問合せ先：宜野湾市企画部企画政策課男女共同参画係
TEL 098-893-4411（内線421・422）

12 Info 厚生労働省

仕事と生活の調和推進プロジェクト

厚生労働省は、平成20年度から「仕事と生活の調和推進プロジェクト」を実施しています。このプロジェクトは、日本を代表する企業10社の取組や成果を広く国民の皆様にPRすることで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた社会的気運の醸成を図ることを目的としています。

そのPR活動として、12月に中央と地方の参加企業による合同の講演会を開催します。参加企業から、取組に対する苦労や成功の秘訣など生の声で語っていただくことで、参加者全員が仕事と生活の調和のあり方について考えることができる大変良い機会となっています。

講演会の他に、日経ビジネス誌のリレー掲載や番組放映等での広報も予定していますので、今後の動きにご注目下さい。

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）講演会

1. 日時・場所

【東京会場】

日時：平成21年12月7日（月）13:30～16:30

場所：明治安田生命 MY PLAZAホール（千代田区丸の内2-1-1明治安田生命ビル）

【大阪会場】

日時：平成21年12月9日（水）13:30～16:30

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）（大阪市中央区大手前1-3-49）

2. 講演内容

○第1部 基調対談

佐藤博樹氏（東京大学社会科学研究所教授）（東京・大阪）、
バク・ジョアン・スックチャ氏（アパシヨナータ、Inc.代表）（東京）、
武石恵美子氏（法政大学キャリアデザイン学部教授）（大阪）

○第2部 パネルディスカッション

コーディネーター：久保純子氏（フリーアナウンサー）（東京・大阪）

【東京】キャノン株式会社、住友商事株式会社、株式会社大和証券グループ本社、日産自動車株式会社、三井化学株式会社、株式会社CIJ

【大阪】鹿島建設株式会社、全日本空輸株式会社、株式会社高島屋、株式会社日立製作所、ホルベイン工業株式会社、株式会社ワールド



いい仕事しよう。
いい人生しよう。

仕事と生活の調和推進プロジェクト

検索

リレートーク

Relay Talk 1

熊本県男女共同参画 推進員

Niwata Takao

庭田 孝男



介護支援専門員として、訪問活動を始めた頃になりますが、高齢者宅を伺う度に、その家の『お嫁さん』が家事と介護に追われ、大変な負担がかかっている現状を目の当たりにし、胸が痛む思いをしました。その体験が、男女共同参画社会を考えるようになったきっかけだったと思います。

今年度からは、職場である介護老人福祉施設 紀水ナーシングホームの施設内に男女共同参画推進委員会を設置。女性が大半を占める介護職員には、主に“ワーク・ライフ・バランス”についての研修会を実施し、『男女ともに働きやすい職場づくり』、さらに『子どもを育てながら働き続けるための職場づくり』をモットーとして、積極的に取り組んでいます。

これまで社会教育活動の一環として、地域で少林寺拳法を子ども達に指導しています。2人の息子も一緒に参加していますが、最近では、私にとってもそれが何より、子どもと時間を共有できる大切なひとときとなっています。

Relay Talk 2

北九州市立男女共同参画センター “ムーブ”

ミュージカル『扉(ドア)の向こうに』



ムーブでは平成7年7月の開所を記念し、毎年7月の1カ月間「ムーブフェスタ」を行っています。今年のテーマは「男女共同参画一心をつなぐ、夢をつなぐ、未来へつなぐ」。そのオープニ

ングイベントとしてオリジナルミュージカル『扉(ドア)の向こうに』を制作しました。仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。

出演者は一般公募し、年代、性別、舞台経験の有無など様々なメンバーが思いを一つにして練習に励み、7月4日に昼夜2回上演しました。観客数も約1,000人を数え「感動した」「共同参画を心で感じる事ができた」とご好評をいただきました。

ムーブでは各種事業、相談業務、ジェンダー関連の情報誌の発行や白書の出版等を行っています。また指定管理者である(財)アジア女性交流・研究フォーラムと連携し、より多彩な事業展開を企画中です。どうぞご期待下さい。

編集後記

本誌は、平成20年4月のリニューアル創刊から今年で18回目の発行となりました。昨年の秋には、一部配布先でアンケートを行い、お寄せ頂いたご意見を本年4月号から反映して参りましたが、本年は、より多くの方からご意見を頂戴したいと考え、11月号の全ての配布先にアンケート用紙1枚を同封させて頂いております。また、ウェブサイトでの専用フォームでもご回答を受け付けています。

記事の内容、トピックスの選び方、レイアウト等にいたるまで、何でも結構です。忌憚のないご意見をお寄せ頂ければ幸いです。アンケートの結果については、年度内に取りまとめ、実現可能なものから順次紙面に反映していきたいと考えております。

リニューアル創刊以降は、男女共同参画局の直接編集・発行となり、試行錯誤の毎日ですが、より良い情報誌を目指し、努力していきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

(編集担当 M.U.)

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」11月号

www.gender.go.jp

第18号 ● 2009年11月20日発行
編集・発行 ● 内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話 ● 03-5253-2111 (代)
印刷 ● 株式会社エポ

第61回人権週間 12月4日～10日

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

12月10日は
人権デーです



法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

お気軽にご相談ください。

子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (全国共通・無料)

女性の人権ホットライン 0570-070-810 (全国共通・ナビダイヤル)

インターネット人権相談受付窓口

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

子どもの人権
SOS-メール



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会